

## 高槻市産前産後育児サポート事業 委託事業者募集要項

### 1 目的

高槻市では、産前産後の体調不良や育児への不安や負担が生じやすい妊産婦及び子育て家庭を対象に、支援員等を派遣し、相談支援や家事・育児支援等（以下、「支援」という。）を実施することで、妊産婦の健康の維持増進及び子育て家庭の養育力の向上を促し、安定した養育環境を整えることを目的とした高槻市産前産後育児サポート事業を実施します。つきましては、高槻市産前産後育児サポート事業実施要綱に基づき、事業を委託する事業者を募集します。

### 2 委託業務の内容等

#### (1) 業務名

高槻市産前産後育児サポート事業委託業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務内容

別紙「高槻市産前産後育児サポート事業委託業務仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

令和8年10月1日から当該年度の3月31日まで

契約は単年度契約とする

#### (4) 委託料

支援員の派遣 1回2時間あたり 6,600円（消費税額等含む）

### 3 応募資格

#### (1) 次のア～ウのいずれかの要件を満たす事業者とする。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する「指定居宅サービス事業者」であり同法第8条第2項に規定する「訪問介護」を行う事業者。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する「指定障害福祉サービス事業者」であり同法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業者。

ウ 居宅を訪問する事業において、育児支援又は家事支援の事業実績があり、当該事業所での事業開始から3年以上の実績がある事業者。

#### (2) 事業責任者として、常勤の職員（兼務可）を配置できること。

#### (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

#### (4) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。

#### (5) 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条に掲げる暴力団員または暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと、及び高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置を受けている者または同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

#### (6) 国税、地方税を完納していること。

#### (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生又は再生手続きがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

#### 4 業務開始までの流れ

- (1) 応募（申請）
- (2) 本市における審査
- (3) 審査結果通知
- (4) 契約締結
- (5) 本業務の開始

#### 5 応募書類

- (1) 応募申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施体制確約書（様式第2号）
- (3) 事業所情報提供書（様式第3号）
- (4) 指定書の写し ※前記 3 応募資格（1）ア、イに該当する場合
- (5) 実績報告書（任意様式）

※前記 3 応募資格（1）ウに該当する場合、利用者の居宅における家事・育児のサービス提供の実績が分かる書類

- (6) 「その他必要書類一覧表」に示す書類

※高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）第107条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている場合は、（6）は不要

その他必要書類一覧表

NO.	書類名	提出	複写	備考
1	使用印鑑届（様式第4号）	◎	不可	法人で個人名印を使用印として押印する場合は、必ず社印も押印すること
2	委任状（様式第5号）	△	不可	契約に関する権限を支店長等に委任する場合のみ提出が必要
3	印鑑証明書	◎	可	拡大・縮小コピーは不可
4	商業登記簿謄本 （現在事項全部証明書）	◎	可	履歴事項全部証明書でも可
5	定款	◎	可	
6	財務諸表	◎	可	直近1年間の財務を示す下記のもの ①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書
7	納税証明書 （国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3の3）	◎	可	
8	高槻市税の完納証明書	△	可	高槻市内に事業所等のある法人のみ提出が必要
9	暴力団排除に関する誓約書 （様式第6号）	◎	不可	

※官公庁発行の証明書類については、鮮明なものであれば複写でも可能。直近2か月以内発行のものを

提出すること。ただし、7高槻市税の完納証明書については、令和8年1月4日以降発行のものでも可。  
※表中において「◎」は必須提出書類、「△」は必要となる場合に提出とする。

## 6 応募書類の申込受付期間

令和8年5月11日（月）から随時受付開始

※ただし、令和8年10月1日契約（事業開始）の場合、令和8年6月15日（月）必着

## 7 提出方法

応募する事業者は、事前連絡のうえ、以下の必要書類を所管課まで直接持参又は郵送（郵送の場合は、「簡易書留」、「書留」、「レターパックプラス」のいずれかの方法に限る。）にて各1部ずつ提出すること。

## 8 審査及び結果の通知

提出書類による審査等により、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託事業者と決定し、契約を締結する。

審査結果は応募者に通知するとともに、受託事業者と決定した応募者については、事業者名、支援内容等について本市ホームページにおいて公表する。

## 9 その他留意事項

（1）提出された応募書類は、一切返却しない。

（2）応募書類の作成等応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とする。また、応募に係る経費及び準備に要した費用等の損害賠償には応じない。

（3）実施事業者決定後、事業開始までの準備期間において、事業者は本市との打ち合わせや支援員への必要な研修を実施することとする。

（4）申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

（5）契約の更新については、協議の上決定する。前年度に事業の委託を受けている場合は、前年度の申請内容から変更がない場合に限り、委託事業者更新確認書を事務局宛に提出することにより、実施申請書類の提出に変え、契約の更新手続きを行うことができる。ただし、前年度の申請内容から変更がある場合は、改めて実施申請書類を提出すること。

## 10 連絡先及び応募書類提出先

事務局

高槻市子ども未来部子ども保健課 母子支援チーム

〒569-0096

高槻市八丁畷町 12-5

電話：072-648-3272

FAX：072-648-3274

メールアドレス：khoken-82@city.takatsuki.osaka.jp